

石巻市監査委員告示第4号

令和3年1月28日付け石巻市監査委員告示第1号で公表した各総合支所の定期監査結果報告について、石巻市長から地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定による措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表します。

令和3年3月2日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 渡辺拓朗

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

令和3年1月28日付け石監第30号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

1 平成29年度の定期監査において指導したにもかかわらず、改善が見られない事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>河北総合支所地域振興課</p> <p>【契約事務】</p> <p>次の業務及び工事の契約書（請書）に仕様書が編てつされていなかった。改ざん防止の観点から、契約書（請書）と仕様書は一体のものとして編てつすること。</p> <ul style="list-style-type: none">・林道除草業務・中道地区処理施設維持管理業務・中道地区1号ポンプほか22施設保守点検業務・自家用電気工作物の保安管理業務・飯野川バス待合所等管理業務・元年災大吉野ため池擁壁復旧工事・二子排水機場保守点検維持管理業務 <p>【基本的事項】</p> <p>庁用自動車運転日誌において、運転者及び課長（管理者）の押印漏れが見受けられたので、庁用自動車管理規程に基づき、適正に処理すること。</p>	<p>河北総合支所地域振興課</p> <p>【契約事務】</p> <p>指摘のありました事項につきまして、平成29年度に指導があったにもかかわらず改善されていなかったものとあります。</p> <p>今後は、契約書（請書）と仕様書は一体のものとして編てつするよう所属職員に周知徹底するほか、管理職等においては、契約締結決裁時に仕様書が添付されていることを確認いたします。</p> <p>また、今回の指摘事項を一担当の事案とせず、課内共通の問題として情報の共有を図り、適切な事務処理に努めます。</p> <p>【基本的事項】</p> <p>指摘のありました運転者及び課長（管理者）の押印漏れについては、前回の定期監査で指導されたにもかかわらず、改善に係る検討が十分にできていなかったことによるものとあります。</p>

	<p>再発防止に向けて所属職員に対し、石巻市庁用自動車管理規程等を遵守し適正に処理するよう指導しました。</p> <p>今後は、職員が庁用自動車の使用を終えた際には、庁用自動車運転日誌に所要の事項を記録し記名押印するとともに、速やかに課長（管理者）に報告し決裁を受けることといたします。</p>
--	---

2 法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>河北総合支所地域振興課</p> <p>【収入事務】</p> <p>河北総合支所庁舎に設置を許可した自動販売機に係る電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過大に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p> <p>なお、今回の定期監査において確認したのは、令和2年4月分から7月分までの自動販売機4台分の合計であるが、その後の期間についても確認を行い、誤りがあれば適正に処理すること。</p> <p>誤徴収額 41,262 円 正徴収額 39,179 円 過大徴収額 2,083 円</p> <p>※) 上記は、燃料費調整額の未算定及び端数の切上げ処理によるものである。</p> <p>【団体管理事務】</p> <p>石巻市河北河川愛護会に係る支払事務のため、預金を払い戻し、現金を19日間課内で保管していた。紛失、盗難等の事故防止の観点から、速やかに処理すること。</p>	<p>河北総合支所地域振興課</p> <p>【収入事務】</p> <p>今回指摘を受けた電気料の算定誤りについては、燃料費調整額の未算定及び端数処理を誤っていたことによるものとあります。</p> <p>今回指摘のありました過大徴収分2,083円については、納入業者に対し顛末を説明の上、2業者においては2月中に還付し、1業者においては1月分で差引き調整手続きを行いました。その後の期間についても適正な算定を行い、請求しております。</p> <p>今後は、確認を徹底し、複数職員によるチェックを行うなど事務処理体制の確保を図り、再発防止に努めてまいります。</p> <p>【団体管理事務】</p> <p>指摘のありました事項につきましては、払い戻した現金を課内の金庫に保管したことを失念したために発生したものとあります。</p> <p>現金の取り扱いについては、複数の職</p>

	<p>員によるチェック体制を確立し、団体の経理事務が適正に処理されるよう常に細心の注意を払い、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>河北総合支所市民生活課</p> <p>【基本的事項】</p> <p>郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認するなど、適正に管理すること。</p> <p>郵便発送簿の残高 1,866 円 郵便切手の残高 1,986 円 差額 120 円 (現物過多)</p>	<p>河北総合支所市民生活課</p> <p>【基本的事項】</p> <p>今回の指摘は、公用切手の保管場所に、一時的に個人所有の切手を保管していたため、現物過多となってしまったものであります。</p> <p>今後は、使用の都度、現物と郵便発送簿の残高に相違がないか確認を徹底いたします。</p>

石雄勝地第100号
令和3年2月4日

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

令和3年1月28日付け石監第31号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>雄勝総合支所地域振興課</p> <p>【支出事務・基本的事項・団体管理事務】</p> <p>住民バス及び乗合タクシー運行費補助金の交付申請事務及び交付決定事務において、次のとおり不適正な事務処理が見られた。今後、同様の事例が生じることがないように適正に事務処理をすること。</p> <p>(1) 申請者側と被申請者側の保存書類の不一致</p> <p>申請者（雄勝地区住民バス運行協議会）が申請起案に添付する補助金交付申請書の記載額（21,671,300円）と市が申請者から提出を受けた補助金交付申請書の記載額（22,767,000円）が一致しない。</p> <p>(2) 補助金等の交付申請に対する決定伺の訂正</p>	<p>雄勝総合支所地域振興課</p> <p>【支出事務・基本的事項・団体管理事務】</p> <p>(1) 申請者側と被申請者側の保存書類の不一致につきましては、申請者側の事務と被申請者側の事務を同担当者が処理していたことにより、被申請者側のみを訂正処理し、申請者側の訂正処理を怠ったことが原因であります。</p> <p>今後は、チェック機能強化の観点から交付事務を行う担当者と事業担当者が同一とならないよう配慮するとともに、相互牽制を図り、チェック機能が働く体制に改善し、適正な事務執行に努めます。</p> <p>(2) 補助金等の交付申請に対する決定伺の訂正につきましては、金額訂正の重要性の認識不足、文書主任及び課長等の指導不足が原因であります。</p>

<p>補助金の交付決定何の補助金等交付申請額欄の印字「21,671,300円」が横線で抹消され、担当者が訂正印を押印し、その上部に「22,767,000円」と手書きしている。この訂正が決裁の前後いずれになされたか不明だが、このような処理が許されるのであれば、担当者の一存で補助金等の額を決裁後に増減することが可能になる。</p>	<p>今後は、訂正を必要とする場合には、再起案するなど適正な事務執行に努めます。</p>						
<p>雄勝総合支所市民生活課</p> <p>【基本的事項】</p> <p>郵便発送簿記載の残高と郵便切手の残高に次のとおり差が生じていた。使用の都度、郵便発送簿の残高と現物を確認するなど、適正に管理すること。</p> <table border="0" data-bbox="284 1122 794 1279"> <tr> <td>郵便発送簿の残高</td> <td>683円</td> </tr> <tr> <td>郵便切手の残高</td> <td>733円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>50円(現物過多)</td> </tr> </table>	郵便発送簿の残高	683円	郵便切手の残高	733円	差額	50円(現物過多)	<p>雄勝総合支所市民生活課</p> <p>【基本的事項】</p> <p>今回の指摘は、担当職員が課内保有の郵便切手を自己所有の異なる額面の切手に交換する際に枚数を誤り交換したこと、その後のチェックをしなかったことに起因するものであります。</p> <p>今後は、使用の都度、現物と郵便発送簿の残高に相違がないか確認を徹底します。</p>
郵便発送簿の残高	683円						
郵便切手の残高	733円						
差額	50円(現物過多)						

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

令和3年1月28日付け石監第32号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>河南総合支所保健福祉課</p> <p>【基本的事項・指定管理事務】</p> <p>石巻市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条第4項は、市長は、指定管理者の候補者の選定を行ったときは、速やかにその結果を申請団体に通知する旨規定する。</p> <p>令和3年度から令和7年度までの指定管理者の選定に係る事務処理が文書で行われ、当該文書には、条例が規定する通知を发出した旨の記載があるが、担当課にその記載の真偽について確認したところ、候補者の選定の通知を要することを承知しながら、当該通知を发出していないことが分かった。</p> <p>これは、条例が規定する手続を蔑ろにし、また、文書に不実の記載をしたものであり、著しく不適當である。</p>	<p>河南総合支所保健福祉課</p> <p>【基本的事項・指定管理事務】</p> <p>条例が規定する指定管理者候補者の選定通知を发出していないにもかかわらず、通知したかのような記載をしたことは、条例が規定する手続を蔑ろにし、公文書に不実の記載をしたものであり、深く反省いたします。</p> <p>今後、同様の事例が生じないように職員のコンプライアンス意識の醸成と職員の指導及び監督に努めます。</p>

石巻市監査委員 堀内賢市 殿
石巻市監査委員 矢川昌宏 殿
石巻市監査委員 渡辺拓朗 殿

石巻市長 亀山 紘

監査結果に係る措置について（通知）

令和3年1月28日付け石監第33号で指摘があったこのことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

監査結果（指摘の内容）	措置（改善・検討）状況
<p>桃生総合支所保健福祉課</p> <p>【収入事務】</p> <p>桃生高齢者コミュニティセンター利用者負担金について、訪問看護ステーションの電気料（実費徴収）の算定を誤り、次のとおり過小に徴収していたので、公有財産貸付料等算定基準に基づき、適正に算定及び徴収すること。</p> <p>なお、今回の定期監査において確認したのは、令和2年4月分から9月分までであるが、その後の期間についても確認を行い、誤りがあれば適正に処理すること。</p> <p>誤徴収額 52,765 円 正徴収額 53,523 円 過小徴収額 758 円</p> <p>※) 上記は、基本料金・燃料費調整額の単価誤り、電力量料金の段階誤り及び再エネ発電賦課金の未算定によるものである。</p>	<p>桃生総合支所保健福祉課</p> <p>【収入事務】</p> <p>今回の指摘につきましては、算定の基礎となる電力料金の基本料金及び電力量料金の適用単価の誤りに加え、燃料調整額と再エネ発電賦課金の不適切な取扱いによるものであり、算定に当たり、単価等の確認を怠ったことが原因であります。</p> <p>当該料金については、再算定の上、使用者に説明し、過少分758円を徴すとともに、その後の期間についても適正な算定を行い、請求しております。</p> <p>今後は、確認を徹底し、複数職員によるチェックを行うなど事務処理体制の確保を図り、再発防止に努めてまいります。</p>

<p>【契約事務】</p> <p>社会福祉事業（第2種）である放課後児童健全育成事業の役務の提供は、消費税法第6条及び別表第1第7号ロに該当し、非課税である。</p> <p>しかし、同事業委託契約書第5条第1項は、「この委託業務の委託料は、別紙2の内訳書に基づき年額12,133,574円（消費税及び地方消費税1,103,052円を含む。）とする」と規定し、また、当該契約に係る一連の関係書類においても、同事業が課税対象であるとの誤解を与える記載となっており、著しく不適正である。</p>	<p>【契約事務】</p> <p>指摘のとおり、当該契約は消費税等の非課税事業でありながら、課税事業であるかのごとき表示を契約書等で用いていたもので、これは消費税法の理解不足、確認不足のまま契約事務を進めたことが原因であります。</p> <p>指摘内容については早急に精査確認を行い、次回契約に際しては、仕様書にて消費税の取扱いを正しく記すなど、誤解を与えないよう適正な契約書類に改めます。</p> <p>今後は、関係法令等に基づき確認を怠らず、適正な契約事務を図ってまいります。</p>
---	---